

第4回 働き方改革モニタリング調査について

公益社団法人 全日本トラック協会
2022年3月

1. 調査概要

(1) 実施方針

全日本トラック協会は2018年3月に「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」(以下、アクションプラン)を策定し、2024年度にはドライバーの時間外労働時間が年960時間超となるトラック運送事業者の割合をゼロ%とする目標を掲げています。このため、この目標の確実な実現に向けて、トラック運送事業者の働き方改革の進捗をモニタリングしています。

■アクションプランの達成目標：時間外労働年960時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合

令和3年度(2022年3月末まで)	施行後3年目	25%
令和4年度(2023年3月末まで)	施行後4年目	20%
令和5年度(2024年3月末まで)	施行後5年目	10%
令和6年度(2024年4月1日～)	適用開始年度	0%

※ 今回調査(第4回、2021年10月時点)の水準は施行後3年目の途中に相当

(2) 調査期間

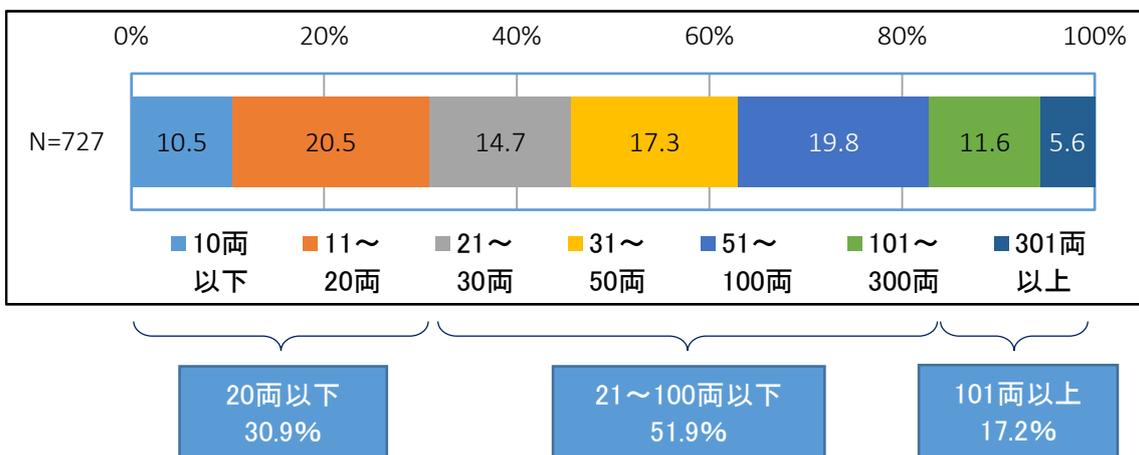
- ・2022年1月に調査実施(2021年10月時点の状況を回答)。

(3) 調査対象と回収数

- ・調査対象：1,192事業者(前回調査と同じ事業者)
- ・集計対象数：727事業者(集計率61.0%、2022年3月7日までの回収分を対象とした)
- ・調査方法別回収数：郵送回答412(56.7%)、Web回答315(43.3%)

(4) 回答事業者の保有車両規模

図表1 保有車両規台数(会社全体)



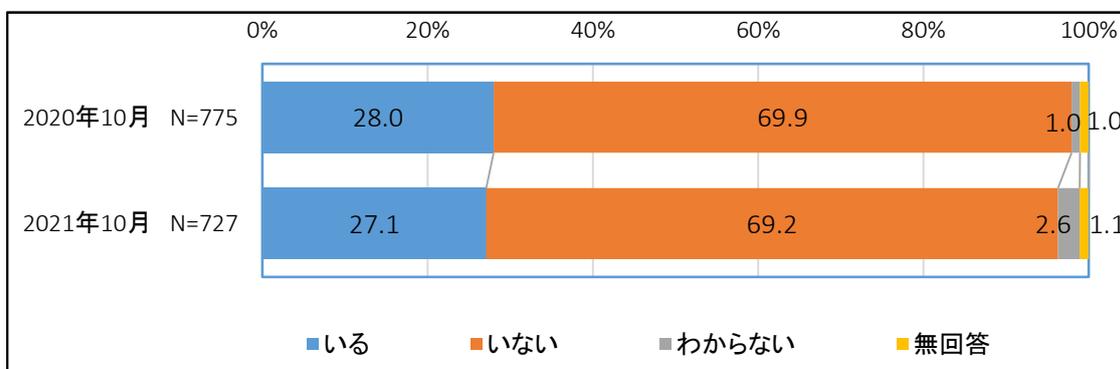
注：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない(以下同様)。

2. 時間外労働時間の上限を超える従業員の有無

■ドライバー

- ・現在、時間外労働時間(法定休日労働を含まない)が年 960 時間を超えるドライバーがいるかを尋ねたところ、「いる」の比率は 27.1 %で前回調査よりも僅かに小さくなった(前回調査 28.0 %)。

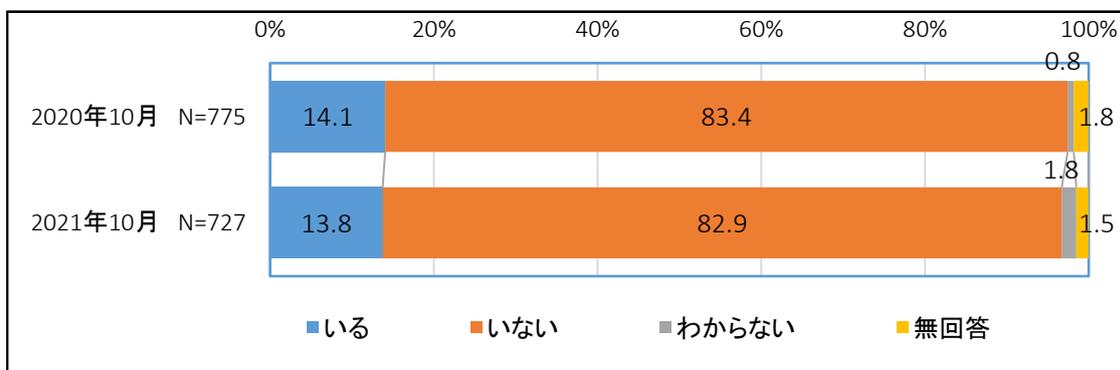
図表 2 時間外労働時間が960時間超となるドライバーの有無



■ドライバー以外の一般労働者

- ・時間外労働時間(法定休日労働を含まない)が年 720 時間を超える一般労働者がいるかを尋ねたところ、「いる」の比率は 13.8 %で前回調査よりも僅かに小さくなった(前回調査 14.1 %)。

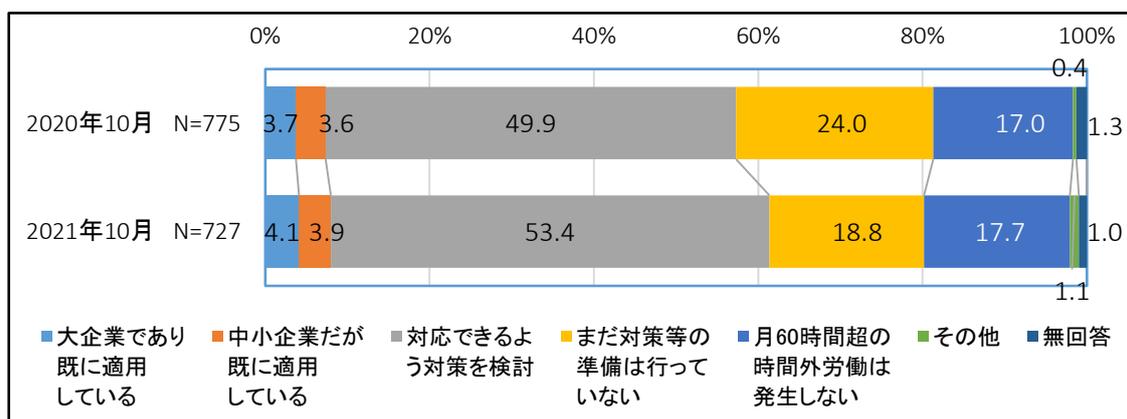
図表 3 時間外労働時間が720時間超となる一般労働者の有無



3. 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率

- ・月60時間超の時間外労働に対する時間外割増賃金率引き上げの準備については、「既に60時間超の残業に割増賃金率50%を適用している」は8.0%（内訳は「大企業であり既に適用」が4.1%、「中小企業だが既に適用」が3.9%）であった。「2023年4月までに割増賃金率50%に対応できるよう、対策を検討している」は53.4%であった。
- ・「まだ対策等の準備は行っていない」は18.8%で、前回よりは減った（前回調査24.0%）。

図表4 60時間超の時間外労働に対する時間外割増賃金率引き上げへの準備



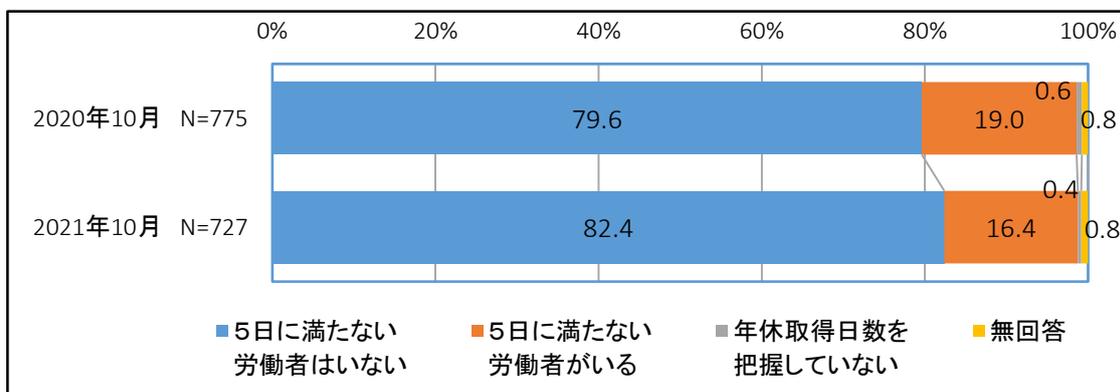
注：月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は、中小企業でも2023年4月より25%から50%へ引き上げられる。

4. 年休の取得

■ドライバー

- ・年次有給休暇付与日数が10日以上となるドライバーについて、年休を5日以上取得させているかを尋ねたところ、「年休取得日数が5日に満たない労働者はいない」は82.4%に増加した（前回調査79.6%）。

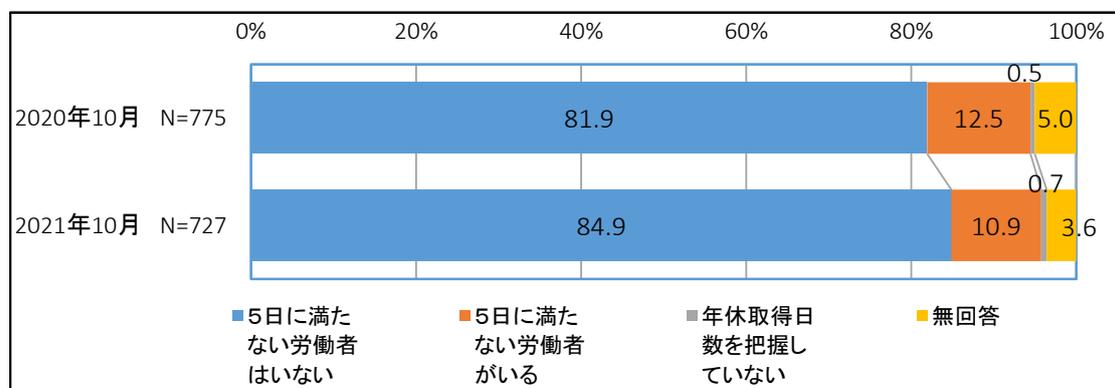
図表5 年休の取得状況（ドライバー）



■ドライバー以外の一般労働者

- ・一般労働者についても、年休を5日以上取得させているかを尋ねたところ、「年休取得日数が5日に満たない労働者はいない」は84.9%に増加した（前回調査81.9%）。

図表6 年休の取得状況（一般労働者）



注：2019年4月から、年次有給休暇の付与日数が10以上の労働者を対象に、付与された日数のうちの5日分について個人別に取得時季を指定することが使用者に義務付けられた（年5日の年休付与義務付け）。